

第12. 遊漁船業について

(1) 遊漁船業の適正化に関する法律について

遊漁船業を営むためには「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づき北海道知事の登録を受けなければなりません。

○登録のための主な要件は次のとおりです。

- ・登録拒否要件（法第6条第1項）に該当していないこと。
- ・利用客1人あたり3000万円以上の損害賠償の保険契約等に加入していること。（省令第6条）
- ・遊漁船業務主任者を選任していること（法第12条）

※遊漁船業の登録は、5年ごとに更新を受けなければ、期間の経過により効力を失ってしまいます。

○遊漁船業務主任者になるための要件は次のとおりです。

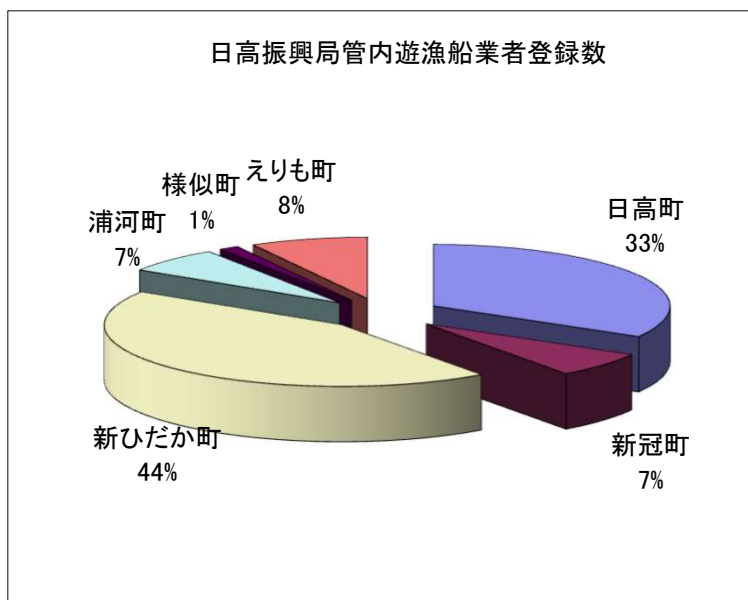
- ・操船資格があること。（省令第10条第1項第1号）
- ・遊漁船業の実務経験を有するか、実務研修を修了していること。（省令第10条第1項第2号）
- ・遊漁船業務主任者講習を修了していること。（省令第10条第1項第3号）

※遊漁船業務主任者講習の修了証明書の有効期間も5年間となっており、期間満了の前に更新の講習を受講しなければなりません。

(2) 遊漁船業者登録数について

日高振興局管内の遊漁船業者登録数は令和2年12月末現在で、75名（法人含む）となっており、そのうち漁業と兼業する登録者は73名となっています。

（単位：名）



日高振興局管内遊漁船業者登録数	
日高町	25
新冠町	5
新ひだか町	33
浦河町	5
様似町	1
えりも町	6
管内計	75